

門真市公民連携デスク設置要綱

(設置)

第1条 本市と民間事業者が目標設定の段階から共に検討を行い、より効果的でこれまでにないアイデアによる課題解決を図るとともに、新たなまちの魅力及び価値を創出することができるよう、共創に関する提案及び相談を受け付けるワンストップ窓口として門真市公民連携デスク（以下「公民連携デスク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 公民連携デスクは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 共創に係る民間事業者との意見及び情報の交換に関すること。
- (2) 共創に係る民間事業者からの提案及び相談の受付並びに事業を所管する課との調整に関すること。
- (3) 共創に係る大阪府公民戦略連携デスクとの連携に関すること。
- (4) 共創に係る研修等の実施に関すること。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(庶務)

第3条 公民連携デスクに関する庶務は、企画財政部企画課において行う。

(細目)

第4条 この要綱に定めるもののほか、公民連携デスクに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。